

準工業地域における建築基準法上の危険物の数量に係る規制

施設予定地は、都市計画法に基づく用途地域のうち、準工業地域に指定されている。
準工業地域における建築基準法上の危険物にかかる規制の数量のうち、PCB廃棄物処理施設に関連する部分についてとりまとめると、施設における薬剤等保有量の限度は、以下の表のとおりとなる。(建築基準法施行令第130条の9)

危険物			例	数量の限度	備考	
類別	性質	品名				
消防法 第4類	引火性液体	アルコール類	イソプロピルアルコール メタノール	8,000リットル (20,000リットル)	指定数量(400リットル)の 20倍(特定屋内貯蔵所 にあっては、50倍)	
		第二石油類	非水溶性液体	灯油	50,000リットル	指定数量(1,000リットル) の50倍
			水溶性液体	-	100,000リットル	指定数量(2,000リットル) の50倍
		第三石油類	非水溶性液体	金属Na分散体 絶縁油 トリクロロベンゼン 炭化水素系溶剤	100,000リットル	指定数量(2,000リットル) の50倍
			水溶性液体	-	200,000リットル	指定数量(4,000リットル) の50倍
		第四石油類		流動パラフィン	300,000リットル	指定数量(6,000リットル) の50倍
可燃性ガス		水素	350m ³			
圧縮ガス		水素 酸素 窒素	3,500m ³			

注：1. 可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値。
(建築基準法施行令第116条第1項)

2. 危険物の2種以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合は、危険物の数量の限度は、それぞれの危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が一である場合。
(建築基準法施行令第116条第3項)

3. 地下貯蔵槽により貯蔵される第二石油類、第三石油類及び第四石油類並びに容量の合計が五万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類及びアルコール類は、除くことができる。
(建築基準法施行令第130条の9第1項)

4. 消防法に基づく危険物の品名の定義については、消防法別表及び危険物の規制に関する政令別表第三の備考参照。

5. 「特定屋内貯蔵所」の定義については、建築基準法施行令第130条の9第1項参照。

6. 「可燃性ガス」の定義については、一般高圧ガス保安規則第二条参照。